

■家賃の目安 家賃は、入居世帯全員の収入や入居する災害公営住宅の規模、立地、構造等により、町が決定します。なお、家賃のほか、毎月の共益費や水道光熱費、退去時の原状回復費用等の負担があります。

【参考】災害公営住宅家賃の例
(熊本県住まいの再建災害公営住宅ガイドブック参照)

区分	入居者の収入 (政令月収)	月々の家賃の例			
		1LDK	2DK	2LDK(3DK)	3LDK(4DK)
1	0円～104,000円	約 15,000円	約 19,000円	約 23,000円	約 27,000円
2	104,001円～123,000円	約 18,000円	約 22,000円	約 27,000円	約 32,000円
3	123,001円～139,000円	約 20,000円	約 26,000円	約 31,000円	約 36,000円
4	139,001円～158,000円	約 23,000円	約 29,000円	約 35,000円	約 41,000円
5	158,001円～186,000円	約 26,000円	約 33,000円	約 40,000円	約 47,000円
6	186,001円～214,000円	約 31,000円	約 38,000円	約 46,000円	約 54,000円
7	214,001円～259,000円	約 36,000円	約 45,000円	約 54,000円	約 63,000円
8	259,001円～	約 42,000円	約 52,000円	約 63,000円	約 73,000円

※政令月収は、入居者全員の給与や公的年金等の収入による所得と世帯属性等による控除(扶養控除、障がい者控除など)を考慮し算出します。※地区ごとに家賃は異なります。※災害公営住宅の入居者資格の収入基準に緩和がありますが、入居から3年以上経過した世帯で収入が高額な場合(区分5以上)は収入超過者となり、家賃が増額され住居明け渡しの努力義務が生じます。また、**入居から5年以上経過した世帯で収入が高額な場合は、高額所得者となり、住居明け渡しの義務が生じます。**

帯で収入が高額な場合(区分5以上)は収入超過者となり、家賃が増額され住居明け渡しの努力義務が生じます。また、**入居から5年以上経過した世帯で収入が高額な場合は、高額所得者となり、住居明け渡しの義務が生じます。**

災害公営住宅入居者募集のご案内

■入居要件

(①～⑤の全ての要件を満たす必要があります)

- ①平成28年熊本地震により御船町で居住していた住宅が被災し、住宅が滅失した人
 - ②現の住宅に困窮している人
 - ③被災者生活再建支援制度の加算支援金の申請および受給していない人
 - ④申込者および入居者が暴力団員でないこと
 - ⑤町税などの滞納がないこと
- ※入居時には、敷金の支払い、連帯保証人が必要です。

■受付場所・申込み方法

御船町役場庁舎1階ロビー 仮申込み受付窓口

※原則として、上記窓口で受付けます。遠方に避難しているなどの理由で受付窓口に来れない人は、簡易書留に限り、郵送での申込みも受付けます。その際は、ホームページから入居仮申込書をダウンロードしてください。(必ず日中に繋がる電話番号の記入をお願いします)

【仮申込みに必要なもの】

- ・入居仮申込書(町建設課にあります)
 - ・印鑑・り災証明書(写し可)
 - ・解体証明書(写し可)または滅失登記簿謄本の写しなど
- ※所得証明書と住民票の必要な場合は、個別に相談いたします。

■申込み期間

平成30年1月22日(月)～2月28日(土、祝日を除く)
※ただし、平成30年1月28日(日)および2月25日(日)は受付を行います。
9時～12時、13時～17時(平日・休日共通)

■その他注意点

- ・り災証明書の交付世帯単位で1戸の申込みを対象としますが世帯合併での申込みも可能です。
- ・入居後に他の災害公営住宅に住み替えることはできません。
- ・町税などの滞納がある人は個別にご相談ください。
- ・災害公営住宅でのペットの飼育は不可です。



御船町災害公営住宅の仮申込みのご案内

復興へ新たな一歩を—平成30年1月22日から仮申込み開始

御船町災害公営住宅の入居者を募集するため、仮申込みを受け付けます。仮申込みの結果に基づき、地区ごとの整備戸数等を見直す大変重要な申込みとなります。災害公営住宅へ入居を希望する世帯は、必ず期限内に申込みをお願いします。

■災害公営住宅とは—

平成28年熊本地震により住宅を滅失し、自力での住宅再建が難しい被災者のために、通常の公営住宅と比べ、入居基準が緩和されるものです。

■災害公営住宅整備計画のうち2地区が整備決定

平成28年4月に発生した熊本地震からの復旧復興のための指針として策定した「御船町震災復興計画」に基づき、町は「災害公営住宅」を整備します。

①上野地区古閑迫団地

平成31年4月入居開始予定

②御船地区一丁目団地

平成31年10月入居開始予定

※その他の地区についても、平成31年度中の入居開始を予定しています。

【世帯構成に応じて適正な住宅規模(間取り)の目安】

形式(間取り) 世帯構成	1DK (40～50㎡)	2DK (50～60㎡)	3DKまたは 2LDK(60～70㎡)	4DKまたは 3LDK(70㎡以上)
単身世帯	おおむね適正な規模		広い	広い
2人世帯 (中高年)	狭い	おおむね適正な規模		広い
2人世帯 (若年)	狭い	おおむね適正な規模		
3人世帯	狭い	おおむね適正な規模		広い
4人世帯	狭い	狭い	おおむね適正な規模	
5人世帯	狭い	狭い	おおむね適正な規模	

■災害公営住宅の形式と標準的な間取り

災害公営住宅は、安全性確保はもちろん、立地環境の状況や周辺建物等との調和を考慮して建設されます。住宅の規模については、入居を希望される世帯の人数を踏まえ、設定されます。